

平成 27 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 4 回評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

公益財団法人新宿未来創造財団定款第 15 条第 2 号及び公益財団法人新宿未来創造財団役員等の報酬及び費用に関する規程第 4 条第 1 項に基づき、平成 28 年 1 月 1 日より、常勤役員（理事長）の報酬月額を「306,000 円」から「308,000 円」に改定すること。

改定前の報酬月額： 306,000 円 （年度総額 3,672,000 円）
改定後の報酬月額： 308,000 円 （年度総額 3,696,000 円）

2 1 の事項を提案した者の氏名

理事 小柳 俊彦

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成 28 年 1 月 9 日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成 28 年 1 月 9 日

公益財団法人 新宿未来創造財団
議事録作成者 理事 小柳 俊彦